

投稿論文査読の手引き（査読者用）

日本小児外科学会
機関誌委員会

I 査読に対する基本的な考え方

査読は、投稿された論文を機関誌に掲載するかどうかを判断する重要な作業です。査読者の方々にはご多忙の中、大変な労力をおかけすることになりますが、機関誌の発展のためにご協力をよろしくお願い申し上げます。

未発表論文の内容を、利害関係のある他者に伝えることは、情報の漏洩に相当する違反行為ですので、守秘義務を厳守して下さい。違反した場合には、機関誌委員会の内規に従い、処分をする場合があります。

また、論文の著者、内容に利益相反がある場合には、公正な査読ができないため、査読を辞退して頂くようお願い申し上げます。査読を割り当てられた論文が共著者や謝辞に名前がなくても、何らかのアドバイスや指導を行うなど、自ら著者が公平に査読を行える立場ではないと考えられる場合には、査読を辞退してください。

査読とは、査読者が客観的にその論文を読み、本誌の目的に即したものであるか、論理的矛盾はないか、過去に同様の報告が無いかなどを審査する作業だと考えております。査読者が自分自身の学問的立場に立脚して、論文の良否を判断するものとは考えておりません。この点に十分ご留意の上、迅速な査読にご協力いただけるようお願い申し上げます。査読期間は4週間とさせていただきます。避けられない要因で査読期間の延長が必要な場合には編集部にご連絡ください。学問・技術の進歩がめざましい今日、迅速な査読は、読者のみならず著者に対するサービスの観点からも必要と考えます。迅速な査読を促進するために、ご協力をお願いいたします。特別な理由なく査読が大幅に遅延した場合は、他の査読者に依頼することがあります。全体の査読期間を延長させ、著者に不利益が生じますので、不慮の事態で応諾後に査読を断る場合には出来るだけ速やかに編集部までご連絡ください。

II 具体的な査読方針

- (1) 著者へのコメントは、直接著者に送られることを前提に記入してください。論文の意義や判断に迷う点などは機関誌委員へのコメントとして記入してください。最終的な採否の判断は、機関誌委員会が行いますので、著者宛のコメント欄には採否に関するコメントは記載しないようにお願いします。また、著者の立場に立ち著者が対応に困るような曖昧な査読コメントではなく、著者がしっかり納得ができ修正可能な具体的指摘を含んだ説明と査読コメントをお願いします。

- (2) 論文における明らかな誤りや不足部分に関して査読をお願いします。誤った記載や実験の説明不足、考察の不足などは指摘の対象になりますが、研究テーマそのものの良否・価値判断にまで踏み込んだ議論は査読の範囲を超えるものと考えます。
- (3) 論文の論理的構成を重視して査読をお願いします。十分論理的に書かれているかどうかは査読の視点のひとつとなります。論理に飛躍がある場合は、指摘してください。
- (4) 著者の主張が査読者の見解と対立する場合であっても、著者の主張が著者自身の論拠（データなど）から論理的に導き出されている場合には、採択基準をみたしていると判断ください。
- (5) その研究の当該分野における位置づけがなされているかについて査読をお願いします。既に公刊されている研究が知らずに投稿されている場合には、具体的に論文名をあげて著者に知らせるようお願いいたします。
- (6) 研究論文を積極的に評価する姿勢で査読をお願いします。機関誌の主な目的には、(a) 会員に有用な情報を提供する、(b) 会員に研究発表の場を提供する、といったものがあります。既存の学会では掲載されることが難しいような論文でも、このような目的にかなう論文であるならば、その価値を積極的に評価し、改善点を指示いただき、掲載の方向で検討してください。
- (7) 査読者は、投稿論文に対する査読結果を、採択・条件付き採択・再査読・不採択の4段階で示すことになります。査読結果を明確にしてください。取り扱いを機関誌委員会に任せるとの判断は避けてください。初稿の段階で誤字脱字が多い・論文の体裁に不備があるなど、内容以前の修正が必要な場合は、内容に関する査読は行わず、その旨を著者に伝えて修正を依頼してください。

それぞれの判断は以下の通りです。

- (A) 「採択」 (A-1 このまま掲載可、A-2 小規模修正ののち掲載可 (再査読不要))

小規模の修正を除きそのまま掲載してよいと判断されるものとします。ここでいう「小規模の修正」とは、原則として誤字脱字や形式の不備など、論文の内容には関わらず、修正後の再査読が不要と判断されるものとします。

- (B) 「条件付き採択」

形式上ないし実質上の修正を必要とするが、掲載に値することは明らかと認められるものとします。部分的な修正や、錯誤と思われる箇所についての問合せ程度のものとし、大幅な書き直しを伴うものは避けてください。原則として、再査読により適切に修正されたと判断されれば採択としてください。

(C) 修正の結果により掲載の可否を判断

掲載に値するかどうか、修正の結果によって判断されるものとします。再査読は原則として1回とし、その後に再修正投稿された論文に関しては、採択か不採択かの結論を下してください。再査読とした場合は、著者宛コメントとして具体的に示してください。

(D) 「不採択」

本誌の趣旨に合わないものや、修正を行っても掲載に値しないと判断されるものとします。再査読、不採択とした場合は、著者にその理由を詳細かつ具体的に示して下さい。たとえば、既発表であれば文献を明示し、誤りがある場合は具体的に指摘するなど、単に「くだらない」「ほとんど自明」というだけの理由の説明は避けて下さい。

(8) 出来る限り初回の査読で「当該論文は指摘事項に則った修正が行われれば掲載可能であるか」を判断してください。何度も修正した後不採択とすることは避けてください。実際には修正後に研究の不十分な点が明確になり当初とは違った判断をすることがあります。これは仕方がないことであり、初回の査読が絶対という意味ではありません。

(9) 査読意見は、1回目の査読でできるだけ全て記載し、不十分な点は全てご指摘ください。原則2回目以降は、初回の査読で修正されていない点、修正が不十分な点を中心に査読し、全く別の新たな修正点を要求することは修正投稿で新たな問題が出てきた場合を除き、出来るだけ避けてください。これは、著者と査読者の間で過度の討論に陥ることを避けるためでもあります。もし、著者との見解の相違が残る場合には、査読者という立場を離れて査読者からも機関誌上に投稿し、問題を提起していただきますようお願いいたします。

(10) 論文の日本語表現は、科学論文として誤解なく意味が通じていれば、表現自体をあまり細かく修正する必要はありません。科学的な曖昧さの除去は重要ですが、細かな語句の表現より全体としての論文の重要性、新規性、内容の妥当性を重視してください。

(11) 倫理的配慮は特に重視してください。「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省および経済産業省)(平成13年3月29日)による規定の適用範囲である研究に関してはそれに則るだけでなく、原則として倫理委員会の承認を必要とします。また、インフォームド・コンセントなどにつきましては、それぞれの指針に準じた処理がされているかを判断してください。倫理的な判断で迷う場合には機関誌委員長もしくは機関誌委員にご相談ください。

(12) 不正行為の禁止

査読中に不正行為に遭遇した場合にはその旨を機関誌委員会に伝えてください。不正行為と看取られれば、審査対象外となります。不正行為が疑われる場合には、機関誌委員会

より著者に確認しますので、査読者から確認する必要はありません。

他人の著作から、部分的に文章、語句、筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いることを剽窃、他人の著作をそのまま自分のものと偽ることを盗用とし、いずれも不正行為となります。剽窃・盗用に対する科学界の態度は最近厳しくなっており、たとえ他論文の一部を剽窃しただけであっても、不採用の対象となります。

このほかの不正行為としては捏造、改ざん、二重投稿などがあります。二重投稿に関しては、学会ホームページに掲載された、「二重投稿について」の内容を参考にしてください。

(13) 原著と症例報告に対する考え方

原著の定義は、「新規性のある事象を論理的に説明している論文」としております。ご査読の際にご留意お願い致します。数例～数十例のいわゆるケース・シリーズ研究を症例報告として採用するか原著として採用するかは適宜ご判断ください。

症例報告に関しては「重要性」「独創性」「内容の妥当性」に加えて「教育的価値」を基準に判断して下さい。独創性に関しては、既に報告があり独創性にやや乏しい症例であっても過去のレビューを付して教育的な示唆に富む報告であれば掲載に値すると考えております。「単に稀少なだけであり、教育的価値がない症例」や、「多くが経験する一例であるが『自分にとって初めて』であった症例」などの場合は理由を明記し、不採択と判断してください。

(14) 英文抄録に関しては、採択決定後に外国人による文法のチェックを実施します。従って、内容のチェックのみを行ってください。

(15) 機関誌委員会では、複数の査読結果に基づいて投稿論文の最終的な取り扱いを決定します。最終決定が、査読の報告内容と必ずしも一致しないこともあり得ますので、ご了承ください。

2017年2月19日
機関誌委員会にて審議して決定